

別表 1（第 4 条関係）

工事 番号	補助対象経費		補助率	補助限度額
	補助対象工事	補助対象工事に要する費用の 合計額に対する限度額		
①	バリアフリー改修工事 (外構部分の改修工事を含む)	必須	対象工事に要 する費用の限 度額の 2／3	2 0 0 万円／戸
②	耐震改修工事	①と同時に 行う場合の み補助対象		※①のうち、エレベーターを設置する場合 3 4 5 万円／戸
③	共同居住用住居に用途変更するための改修工事			※①のうち、車椅子使用者に必要な空間を確保した便所や浴室等を設ける改修工事を行う場合 6 0 0 万円／戸
④	間取り変更工事			※⑤に加えて②、④又は⑧を行う場合 6 0 0 万円／戸
⑤	子育て世帯対応改修工事 (子育て支援施設の併設に係る工事を含む。)			
⑥	防火・消火対策工事			
⑦	交流スペースを設置する改修工事			
⑧	省エネルギー改修工事 (開口部又は躯体(外壁・屋根・天井又は床)に係る断熱改修に限る。)			
⑨	防音・遮音工事			
⑩	入居対象者の居住の安定確保を図るため居住支援協議会が必要と認める改修工事(別表2または別表3参照)			
⑪	安否確認のための設備の改修工事			

※補助対象工事に要する費用には、消費税分を除くものとする。